

令和6（2024）年6月19日

破産者 株式会社トリプルアート
破産管財人 弁護士 鐘ヶ江 洋祐

破産手続に関するQ&A（3）

Q1 私が購入した商品の所有権は私にあるので、返して欲しい。

A1 破産者、顧客及び仕入先の取引の方法（詳細は「破産法157条による報告書」をご参照。）からみて、破産者は自己の名義と計算で商品を仕入先から購入していたため、倉庫に保管していた商品の所有権は顧客にはなく、破産者にあります。そのため、注文した商品を受領していない顧客は、破産者に対して指定した送付先において注文した商品の引渡しを受けるという債権的な請求権を有していたと解されますが、これは破産者の事業の停止に伴って履行できない状態となりました。したがって、顧客は、商品の引渡しではなく、破産者に対する金銭的な債権を有するものと解されます。

Q2 破産者が保管していた商品はどうなりましたか。

A2 倉庫には、コミック及び雑誌等の書籍、フィギュアやキーホルダー等のアニメグッズ、ポスター並びにCD・DVD等約15万点の商品があり、多くが仕入れた際の封筒等に梱包された状態で雑然と保管されていました。破産管財人は、破産者からその事業に関連する一定の情報を引き継ぎ、極塔客からもわずかながら情報提供を受けましたが、個別の商品の内容及び具体的な保管場所等に関する詳細な情報のみならず、顧客の本人確認情報、代金の支払いを含む取引内容に関する情報の提供を受けられておりません。これらの状況から、倉庫に保管していた商品を開封して、整理したうえ、個別で売却したり、発送したりすることが不可能でした。

他方で、倉庫の賃料が月額300万円以上発生することから、破産財団の毀損を避けるためには、倉庫にある多数の商品を速やかに第三者に売却して倉庫を明け渡す必要がありました。

そこで、破産管財人は、本年6月、日本の大手事業者に対して、商品を一括で売却しました。

Q3 破産管財人は誰に商品を売却しましたか。破産管財人が売却した相手方から再度商品を購入することはできますか。

A3 破産管財人は、複数の候補者の中から最も高額の買取額を提示した者を売却先として選定しましたが、秘密保持の関係上、売却先の企業名をお伝えすることはできません。なお、売却先の選定方法等については「破産法157条による報告書」をご参照ください。

また、上記A2のとおり、破産管財人は顧客や取引、商品等に関する限定的な情報しか保有していないことから、個別の顧客が売却先から自己が購入した商品を再度購入できるようにする措置をとることはできません。

Q4 商品の購入代金やMasadoraのアカウントに残っている残高について、一部でも返還を受けることはできますか。

A4 配当を実施できるだけの破産財団が形成されれば、配当として一部を返還することができる可能性があります。消費税の還付金により一定程度破産財団が増加したため、配当の可否について裁判所と協議する予定です。

ただし、配当を行う場合も、配当率は相当低くなることが見込まれるため、下記A5のとおり、個々の債権者において債権届出等のために支出する必要のある費用が配当額を上回る可能性や、送金に必要な手数料が配当額を上回るにより実際には支払いを受けられない可能性があることにご留意ください。

Q5 配当を行うことになった場合、配当を受けるためには何をすれば良いですか。

A5 配当を受けるためには、破産者に対する債権が、破産手続における債権届出及び認否手続を経て確定される必要があります。すなわち、債権者が自身の保有する債権の内容及び金額を破産管財人に対して届け出た後、破産管財人がその内容を確認します。

破産手続における債権の届出は、原則として、日本語で記載した債権届出書を郵便により提出することが、法律上想定されています。本件では債権者の大多数が海外に所在しており、個々の債権者が有する債権が少額であることを踏まえて、別の方法があり得るかどうかが検討する予定です。また、債権の認否は、破産管財人が保有している情報と届出内容を照らし合わせる方法により行いますが、債権者が多数であること、ユーザーアカウントと代金の支払人、商品の受取人が必ず一致しているわけではないことや、破産管財人は顧客情報も取引情報も限定的なものしか保有していないことから、どのような方法で認否を行うかも検討を要します。

債権届出及び認否を経て、債権の存在が確定した債権者に対しては、確定した債権額に応じた一定の割合の金額を配当として支払います。

破産手続における配当は、原則として、債権者が日本語で銀行口座の情報を破産管財人に通知し、破産管財人が当該口座に債権者の費用負担で銀行送金を行うことにより行われます。本件では債権者の大多数が海外に所在していること及び海外向けの銀行送金を行うには数千円程度の手数料が必要になることを踏まえて、今後、別の方法があるかどうか検討する予定です。

以上のとおり、仮に、債権届出、認否及び配当を行うことになった場合でも、本件では通常よりも多くの時間を要する可能性が高いことをご了承ください。また、上記のとおり、債権届出、認否及び配当において、複数回の郵便等に必要なる費用や海外向けの銀行送金に必要な手数料が発生すると予想されます。債権者の負担を軽減できる他の方法も検討する予定ですが、配当額がかなり少額に留まる可能性が高いことから、これらの費用が配当額を上回る可能性や、手数料が配当額を上回るにより実際には支払いを受けられない可能性があることにご留意ください。

なお、現時点で債権届出や配当の方法及び時期は未定ですが、それらが確定した場合、本ウェブサイトでも案内する予定です。

Q6 債権届出や配当が実施されることになった場合、日本の弁護士を代理人として選任することはできますか。

A6 一般的に、日本の破産手続において日本の弁護士を代理人として選任することは可能です。ただし、本件の場合、破産管財人が保有している債権者となりうる者に関する情報が限定的であるため、代理権の存在を確認する方法については検討を要します。債権届出を受け付ける場合には、代理人を通じて債権届出を行うことについても検討し、裁判所と協議のうえ、方法等が確定次第、速やかに案内する予定です。

以上